

【上湯川公営住宅団地】

簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. その他.....	1
付 則.....	1
1. 料金規定の実施期日.....	1
（別表第1）.....	2
（別表第2）.....	3

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2017年4月1日（平成29年4月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 上湯川公営住宅団地

供給地点	
函館市上湯川町	
2番	市営35号棟(1~24)
3番	市営333~364
4番	市営365~376、33号棟(1~32)、34号棟(1~32)
5番	市営26号棟(1~16)、26号棟-2(1~16)、27号棟(1~24)、28号棟(1~24)、29号棟(1~24)、30号棟(1~16)、31号棟(1~16)、32号棟(1~16)
6番	市営21号棟(1~16)、22号棟(1~24)、23号棟(1~24)、24号棟(1~24)、25号棟(1~16)、道営D-59(1~32)、公共施設F(1~2)
8番	公共施設G
9番	市営15号棟(1~24)、16号棟(1~24)、17号棟(1~24)、18号棟(1~24)、19号棟(1~24)、20号棟(1~16)、
10番	公共施設D-1~2、E、分譲地1~3、4(1~2)
11番	公共施設C、H、I(1~2)、市営10号棟(1~16)、11号棟(1~16)、12号棟(1~16)、13号棟(1~16)、14号棟(1~16)
12番	市営291~332
13番	分譲地1~15
14番	分譲地1~13
15番	分譲地1~12
16番	分譲地1~15
17番	分譲地1~2、3(1~2)、4~7、8(1~2)、9~14
18番	分譲地1~3、4(1~2)、5~12
19番	分譲地1~8、9(1~5)、10~15
20番	分譲地1~16
21番	道営1号棟(1~24)、道営2号棟(1~24)、道営3号棟(1~18)
28番	分譲地1、2(1~2)、3~4、5(1~20)、6~7
29番	市営237~266
30番	市営7号棟(1~16)、8号棟(1~16)、9号棟(1~16)
32番	市営1号棟(1~24)、2号棟(1~24)、3号棟(1~24)、4号棟(1~24)、5号棟(1~24)、6号棟(1~24)
33番	分譲地1~10
34番	分譲地1~12
35番	分譲地1~14
36番	分譲地1~14
37番	市営201~236
38番	市営153~170
39番	市営121~152 171~200
40番	道営4401~4404、4501~4504、4601~4604、4701~4704
41番	市営65~120
42番	市営1~64

供給地点数 1, 429

(別表第2)

適用する料金表 【上湯川公営住宅団地】

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	993.60円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	404.75円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,382.40円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	356.15円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,840.40円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	307.55円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。